

各私立教育・保育施設等施設長 殿

幼 児 保 育 課 長 奥 田 光 広
子 ども 施 設 担 当 課 長 永 尾 真 一
(公印省略)

保育施設開所時間内に区内震度 5 弱以上の地震発生等大規模災害が発生した場合の
保育施設と幼児保育課の情報共有ルールの設定について（通知）

平素より本区の保育行政にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

各私立教育・保育施設等（以下「保育施設等」という。）におかれましては、日頃より非常災害
に対する具体的計画の策定や、避難訓練の実施等、災害対策に万全を期するようご対応いただ
いているところであると存じます。

これまで本区では、「区内震度 5 弱以上の地震発生時における緊急対応について（通知）（平
成 30 年 11 月 16 日付 30 文子幼第 2871 号通知）」において「文京区立保育園における区内震度 5
弱以上の地震発生時における緊急対応の基本的考え方」を定め、保育施設等においてもそれに準
じた対応を検討するよう通知しているところです。

さて、保育所開所時間内に区内震度 5 弱以上の地震発生等大規模災害が発生した際、区は「災
害対策本部」を設置し、残留園児の帰宅状況の把握を行い、残留園児数がゼロになるまで必要に
応じ支援を行います。

保育施設等と区は、情報が錯綜する時間帯（発災後 24 時間以内）においても迅速かつ適切に情
報共有を行い、お子さま及び職員の状況や園運営への影響を共有しておく必要があるため、あら
かじめ情報共有ルールを設定しておくこととします。

つきましては、下記内容をご確認の上、保育所開所時間内に大規模災害が発生した際は、情報
共有ルールに基づきご報告いただきますようお願い申し上げます。

記

【各保育施設から区への情報共有ルール】

※前提として、お子さま及び職員の安全を優先し、可能な範囲で報告してください。

1 各保育施設における幼児保育課への報告方法

災害時は電話が繋がりにくくなることが想定されるため、各施設から幼児保育課への報告は
別紙 2 の 2 次元コードより報告フォーム（以下「フォーム」という。）へ回答してください。

2 報告基準

区内震度 5 弱以上の地震発生時

3 対応する時間帯

各保育施設開所時間内

※土曜日においては、区が保育施設からの報告を確認するのは、幼児保育課職員が参集後からの対応となります。

4 報告時間

下記の基準を目安に残留園児数がゼロになるまで繰り返し報告を行ってください。

(1) 発災直後（発災から1時間以内）

※幼児保育課からの指示がなくても報告してください。

※1時間経過後、報告がない場合は幼児保育課から電話等で連絡します。

(2) 定時報告

2～3時間ごとに定時報告を行ってください。

（例）9時・12時・15時・18時・21時

(3) 臨時報告

状況の急変があった際には、その都度フォームから報告してください。

5 報告内容

- (1) 園児 …………… 残留園児数、負傷児童数
- (2) 職員 …………… 在園職員数、負傷者数
- (3) 保育施設の被害状況 …… 運営に影響（無し、有り）
- (4) 施設滞留 …………… 可否（否の場合は避難先）

6 保護者との事前確認事項

- (1) 発災直後の保育施設と保護者との連絡手段について、改めて見直しを行い連絡手段について確認し、保護者と共有しておいてください。
- (2) 施設の再開については施設安全点検がされるまでは休園の可能性が高いことを保護者と共有しておいてください。

7 その他

令和3年度より厚生労働省が運用中の「児童福祉施設等災害時情報共有システム」への入力につきましては、本報告とは異なるものですのでご注意ください。同システムの概要については別紙3「災害時情報共有システムのご案内」をご覧ください。

【担当】

文京区幼児保育課保育施設指導担当

電話 03-5803-1845

メール b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp